宍粟市公衆便所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年２月28日

宍粟市長　福　元　晶　三

宍粟市規則第11号

宍粟市公衆便所管理規則の一部を改正する規則

宍粟市公衆便所管理規則（平成17年宍粟市規則第86号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>（名称及び位置）
第２条　施設の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>いこいの公園公衆便所</td><td>宍粟市山崎町鹿沢57番地１</td></tr><tr><td><u>三方公衆便所</u></td><td><u>宍粟市一宮町三方町258番地１</u></td></tr><tr><td colspan="2">［略］</td></tr></table></td><td>（名称及び位置）
第２条　施設の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>いこいの公園公衆便所</td><td>宍粟市山崎町鹿沢57番地１</td></tr><tr><td colspan="2">［略］</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　この表において、下線を付した部分及び太枠の部分は改正箇所を示し、［　］の記載は注記である。</td></tr>
</table>

附　則

この規則は、公布の日から施行する。